

旭医大達第 84 号
令和7年7月8日

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学安全衛生管理規程（平成16年旭医大達第169号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (総括安全衛生管理者補佐) 第9条 総括安全衛生管理者を補佐するため、総括安全衛生管理者補佐を置き、病院長及び学長が指名する<u>副学長又は</u>学長補佐をもって充てる。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年7月8日から施行する。</u> 【改正理由】 総括安全衛生管理者補佐を常に複数名確保し、安全衛生管理体制を確立するため、所要の改正を行うものである。	(略) (総括安全衛生管理者補佐) 第9条 総括安全衛生管理者を補佐するため、総括安全衛生管理者補佐を置き、病院長及び学長が指名する学長補佐をもって充てる。 (略)